

木造住宅耐震改修工事助成事業ご利用に当たって

■申請に必要な書類

工事内容や補助対象経費の範囲により必要書類が異なります。別紙申請手続きの流れをご確認のうえ、都市計画課にご相談ください。

なお、申請や交付決定前に耐震改修等に係る契約及び工事を実施した場合、補助の対象となりません。ご注意ください。

■補助金の額の算定方法

補助金の額は、次の方法で算定します。

① 耐震改修工事を行う場合

補助対象経費の5分の4以内の額で115万円を限度とします。

② 耐震改修工事と併せて、その他改修工事を行う場合又は建替え工事を行う場合

補助対象経費の23分の20以内の額で125万円を限度とします。

※その他改修工事とは、耐震改修工事と併せて行うリフォーム工事で、これに要する費用が10万円以上のものです。

※建替え工事は、既存対象住宅と同敷地内での建替えで、既存対象住宅は解体撤去することが条件です。

※建替え工事は、原則、従前の住宅と建替え後の住宅が、同一の所有者であることが条件となります。

■補助対象経費の範囲（考え方）

補助対象経費は、次のように区分されます。

① 耐震改修工事を行う場合

耐震改修工事（設計及び工事監理費用を除く）費用が補助対象経費となります。

② 耐震改修工事と併せて、その他改修工事を行う場合又は建替え工事を行う場合

・耐震改修工事と併せて、その他改修工事を行う場合

耐震改修工事（設計及び工事監理費用を除く）費用が補助対象経費となります。ただし、耐震改修費用とは別に、耐震改修工事と併せて行うリフォーム工事で、これに要する費用が10万円以上の工事を行った場合に限ります。

・建替え工事を行う場合

耐震改修工事（設計及び工事監理費用を除く）に要する費用相当分が、補助対象経費となります。

※詳細は別紙申請手続きの流れをご確認ください。

■耐震改修工事に当たりアドバイス

・設計図面を作成する設計者は、宮城県または仙台市主催の講習を受けた木造住宅耐震診断士など耐震診断や耐震改修設計に詳しい設計者に依頼することをお勧めします。

（木造住宅耐震診断士の名簿は市の都市計画課または宮城県土木部建築宅地課のホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/shindanshi2.html>）で閲覧できます。）

・工事施工者については、宮城県・仙台市・宮城県既存建築物耐震改修促進協議会（現 宮城県建築物等地震対策推進協議会）で実施した木造住宅耐震改修施工技術養成講習会を受講した、みやぎ木造住宅耐震改修施工技術者の中から選定することをお勧めします。

（みやぎ木造住宅耐震改修施工技術者の名簿は市の都市計画課または宮城県土木部建築宅地課のホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/gijutusya.html>）で閲覧できます。）

・確実な工事施工のため、設計者に工事監理を依頼することもお勧めします。